# FIRM マーク 治療用細胞輸送サービス認証スキーム

制定日:2023年10月2日

一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム FIRM マーク認証室

## 目次

1.	適用範囲	3
	用語及び定義	
	適用規格	
4.	初回審査、更新審査及びサーベイランス	3
5.	要求事項と審査における確認事項	3
6.	依頼者の役割	8

### 1. 適用範囲

本認証スキームは、治療用細胞輸送サービスの認証に適用する。

#### 2. 用語及び定義

本手順において使用する用語及び定義は、JIS Q 17000、JIS Q 17030、JIS Q 17065、JIS Q 17067、ISO 21973:2020 及び「FIRM マーク認証システム」による。

規格番号に年号が付されていない場合は、特に断りのない限り最新のものを示すとする。

#### 3. 適用規格

ISO 21973:2020 バイオテクノロジーー治療用細胞の輸送に関する一般要求事項

#### 4. 初回審査、更新審査及びサーベイランス

初回審査、更新審査は、「FIRM マーク認証システム」7 項に、サーベイランスは 8 項に規定されている方法に基づき実施する。

### 5. 要求事項と審査における確認事項

初回審査、更新審査及びサーベイランスにおける審査は、下表の要求事項すべてに対する適合性を評価する。

	要求事項	適用規格の箇	審査における確認事項
		所	
1	輸送サービス提供者と依頼者の間で	4	治療用細胞の輸送に関する契
	取り決めた治療用細胞の輸送に関		約書類(名称は問わず輸送サー
	する要求事項(責任分担を含む)を		ビス提供者と依頼者双方が合意
	文書化し合意する仕組み(プロセス)		したことを示す文書。)のひな型
	を持ったサービスでなければならな		があること。
	LV.		当該契約書類には治療用細胞
			の輸送に関する合意事項(個別
			案件における合意事項、免責事
			項、輸送サービス提供者の再委
			託に関する事項等を含む)を記
			載することができる形となってい
			ること。
2	細胞輸送の仕様は仕様書・手順書・	10	仕様書・手順書・マニュアル・指
	マニュアル・指示書等の形で文書化		示書等、名称は問わず細胞輸

	する仕糸	且み(プロセス)を持ったサー		送の仕様を定める文書またはそ
	ビスでな	ければならない。		のひな形があること。
3	細胞輸達	送の仕様が記載された文書	_	仕様書・手順書・マニュアル・
	には以て	下の要素が記載されている。		SOP 等にそれぞれの要素が記
				載されている(記載される形式
				になっている)こと
	i.	輸送物の内容・性質に関	5.2.2.1	輸送物の性質に関する情報に
		する情報(依頼者より取		は、輸送物の輸送上の安全性
		得)		に関する情報を含む。
	ii.	輸送物の輸送上規制情報	5.2.2.2	(補足)輸送上の危険物分類等
		(依頼者より取得)		の情報 ※感染性物質(感染性
				が否定されていない生体試
				料)、遺伝子組み換え物質、冷
				媒として使用するドライアイス、
				温度ロガーなどの電子機器、機
				器に組み込まれている電池等
				が危険物になる可能性がある。
	iii.	輸送物の適切な保管・取り	5.2.2.3	(補足)温度でだけではなく衝撃
		扱い条件(管理温度等)に		や遮光などの条件もあり得る。
		関する情報(依頼者より取		
		得)		
	iv.	輸送(発送)に関する情報	5.2.2.4	
		(依頼者より取得)		
		※輸送物の内訳(内容物リ		
		スト, 製品状態, 製品の用		
		途等)、価格/商品価値、寸		
		法(サイズ)、数量、重量、		
		発送者/受取者の名称/		
		住所など(国際輸送の場合		
		必要に応じて、輸出者/輸		
		入者の名称/住所や		
		VAT-ID等の納税口座番号		
		/輸出入者の企業登録番		
		号/担保の情報及び HSコ		
		ード又は品目コードなど)		
	V.	輸送サービス提供者や輸	5.2.3.1	

	をサービス提供者の外部 委託先が当該輸送サービ		
	スの提供のために用いる		
	能力/資源/ツール(輸送		
	能力/ 真線/ ノール(制と 手段、温度制御容器など		
	テ段、温度 前脚谷 品などのツール、管理・教育体制		
	など)		
vi.	<u>なこ)</u> 輸送温度の範囲(上限温	5.2.3.2	輸送温度の範囲を確認する際
VI.	報送温度の範囲(工限温度 度もしくは下限温度,又は	0.2.3.2	
	その両方を定義して範囲を		る環境範囲(例:輸送サービス
	定める)		提供者が用意する温度コントロー
			ールするための輸送容器の内
			部、車両の内部、等)が明確に
			なっているかどうかも含めて確し
			認する。
vii.	輸送スケジュール	5.2.3.3	輸送時間や輸送日数を確認す
			る。輸送が複数(施設/地域)に
			なる場合は個別の輸送スケジュ
			ールもしくは最大の輸送時間
			(輸送日数)が定められているこ
			とを確認する。
viii.	輸送中の注意事項/禁止	5.2.3.4	
	事項		
ix.	引取、輸送中、配達それぞ	5.2.3.5.1	
	れの手順		
x.	代替輸送手段や緊急時の	5.3.1.1	
	対応方法(輸送サービス提	7.3.1	
	供者・依頼者双方の詳細		
	連絡先や連絡方法を含む)		
xi.	リスクアセスメントの結果と	5.3.1.2	
	その対処	5.3.1.3	
	※輸送サービス提供者が		
	必要だと判断した場合また		
	は依頼者が要求した場合		
xii.	輸送ルートの検証結果(最	5.3.2	輸送ルートにおいて想定される
	も厳しい場所及び環境にお		輸送時間において輸送温度が
 		I.	L

		I	1
	ける輸送試験、シミュレー		想定の範囲でコントロールでき
	ション試験、過去の輸送デ		るか検証する等、重要な一部の
	一タを証拠として使用可)		仕様に関する検証のみ行うこと
	※輸送サービス提供者が		もあり得る。
	必要だと判断した場合また		
	は依頼者が要求した場合		
4	輸送サービスに治療用細胞の輸送	6.1	輸送容器、ラベリングに関する
	に用いられる輸送容器、ラベリングを	6.2.2	仕様書、手順書等(名称は問わ
	輸送サービス提供者が提供すること		ず輸送サービス提供者と依頼者
	を含む場合、依頼者の個別の要求		双方が合意したことを示す文
	事項(輸送容器の改ざん防止などセ		書)のひな型があること。
	キュリティ要求、輸送容器・ラベリン		当該書類には輸送容器・ラベリ
	グの仕様や取り扱い/管理方法)に		ングに関する輸送サービス提供
	応じて輸送サービス提供者が実施す		者の実行する内容が定められて
	る内容について文書化し合意する仕		いること。また、必要に応じて輸
	組み(プロセス)を持ったサービスで		送容器の現物やカタログなども
	なければならない。		確認する。
5	下記のいずれかを満たしていなけれ	8.1	輸送サービスに適用される標準
	ばならない。		作業手順書(SOP)があること。
	a) サービス提供(輸送・保管など)		
	に関わる標準作業手順書		
	(SOP)を作成・維持している。		
	b) サービス提供(輸送・保管など)		
	に関わる標準作業手順書		
	(SOP)を作成・維持する仕組み		
	(プロセス)がある。		
6	品質マネジメントシステム(QMS)を	8.3	品質マネジメント認証の確認、
	導入しその下で輸送サービスを提供		品質マネジメントシステムに関す
	していなければならない。		る文書の確認ができること。
	※QMS は ISO 9001 等の第三者認証		以下を最低限備えたものがここ
	を必要としない。		でいうところの品質マネジメント
			システムとする。
			a) 品質方針
			b) 組織構造及び責任
			c)リスクマネジメント及び緊急
			事態の処理などに関する標準

			作業手順書(SOP)を含むプロセ
			ス及び手順、作業指示書
			d) 要員の教育・訓練
			e)継続的改善のためのパフォ
			ーマンスの監視
			f)是正·予防処置
			g) 文書化
7	以下の記録を定められた期間(関係	10	記録が存在していること(秘密
	法令または自社基準または依頼者と		保持の観点で問題ない範囲で
	合意した期間)保持できるサービス		確認する)
	でなければならない。		または記録を取得する手順やシ
			ステム等があること
	i. 細胞輸送の各プロセスの記	4 f)	
	録(引取/配達日時、受け渡	7.1.3	
	し担当者/輸送サービス提供		
	者担当者/配達者名、目視		
	検査の結果など)		
	ii. 輸送容器の記録(性能、タイ	6.2.2	
	プ/名称、繰り返し使用する		
	場合はクリーニング/メンテ		
	ナンス、使用履歴など)		
	iii. 温度等(必要な場合は湿度,	7.2	(補足)データロガーの管理記録
	圧力, 衝撃及び傾き)を測定		には校正記録を含む
	するデータロガーの記録およ		※依頼者が温度ロガーを準備・
	びデータロガーの管理記録		設置する場合など、輸送サービ
			ス提供者が温度記録を取得しな
			い仕様で輸送サービスを提供す
			ることがあり、その場合は輸送
			業者が温度等の記録を保持しな
			くても問題ないことに注意する。
	iv. 作業指示の記録	10	依頼者からの指示および輸送
			サービス提供者内の指示、両方
			が該当する。
	v. 逸脱の記録	7.3.2	

vi. 教育・訓練の記録	8.2.3	依頼者からの教育の記録、輸送
		サービス提供者内で実施される
		教育の記録、両方が該当する。

#### 6. 依頼者の役割

ISO 21973:2020 には、サービス提供者の役割の他に依頼者の役割も規定されている。ISO 21973:2020 に基づく本スキームにおける依頼者の役割は以下の通り。

- ✓ 輸送物の内容・性質・輸送上規制情報に関する情報を認識し、サービス提供者に提供する。(5 ③ i、ii)
- ✓ 輸送物の適切な保管・取り扱い条件(管理温度等)を決定し、サービス提供者に提供する。(5 ③ iii)
- ✓ 輸送(発送)に関する情報をサービス提供者に提供する。(5 ③ iv)
- ✓ 依頼者は、輸送サービス提供者への外部委託を含めた範囲で品質マネジメントシステム を導入する。(5 ⑥)
- ✓ 輸送物が適切な品質を維持した状態で輸送されることについて輸送の仕様の妥当性確認 を行う場合、依頼者およびサービス提供者が相互に協力して行う。※サービス提供者だけ では輸送物の適切な品質が判断できないため。(一)
- ✓ 依頼者は輸送(発送)の準備を管理し発送者、受取者間で必要な調整を行う。(一)